

之町人同様に御座候哉、心次第苗字相名乗、帶刀いたし不苦ものに御座候哉、且總髮等に相成候儀も當人之心次第にて、不苦ものに御座候哉、

一相撲取之内に而町方住居いたし、諸侯方又者陪臣より扶持方宛行等有之候得ば、苗字相名乗、帶刀いたし、且町人共召抱置候ものは、帶刀は不相成候哉。○申略

右ヶ條書之趣於御在所表、少々見合度儀有之候に付、江戸表之振合承知仕度、乍御六ヶ敷相知候儀に候はゞ、其筋内々御聞縺、御附札に而御記被下候様御頼可被下奉頼候以上、

亥十月

相撲取共、諸侯方抱に相成候ものは、都而帶刀致し、抱に不相成分は、浪人者に而平日脇差計帶尤旅行政致し候歟、祝儀不祝儀等有之節は、帶刀致し候、苗字之儀は、諸侯方家風に寄、其屋敷限に付ケ候儀も有之、其外は名乗計に而苗字は無之、住居并總髮に相成候儀、是又取極候儀無御座候、

但、陪臣町人之抱に相成候儀者無之候、

〔相撲行司家傳〕去亥十一月中、町御奉行筒井伊賀守様御番所へ、庄之助被召、相撲行司年寄身分之義御尋有之、委細書面を以可申立旨被仰渡候、其節差上候書附之寫、

乍恐以書附奉申上候○申略

一相撲取名乗之外に苗字名乗候事

此段名乗之外苗字を名乗候儀は無御座候、尤御屋敷方御抱に相成節、其御屋敷御家風に寄、苗字御附被成候儀も有之候得ども、取極候儀は無御座候、其外之者ども、名乗計にて、苗字は無御座候○申略

一行司苗字名乗帶刀致候儀并職業之義に付願出候節之事